　1001-00-02



一般社団法人日本原子力学会

年会・大会にかかわる細則

2019年10月8日　第1回部会等運営委員会承認

（目的）

第１条 本細則は，部会等運営委員会規程（1001）第２条に関連し，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）「春の年会」「秋の大会」（以下，「年会・大会」という）にかかわる諸事を定めることを目的とする。

（外国籍非会員の取り扱いについて）

第２条 相互協力協定を締結している海外学会の会員であれば，本会会員と同様に取り扱う。

（発表予稿および口頭発表の使用言語）

第３条　年会・大会予稿集に収録する発表予稿および口頭発表の使用言語は，日本語または英語とする。

（特別講演および招待講演講師の旅費支給）

第４条　特別講演および招待講演の講師にかかる旅費は，国内に限り支給する。海外旅費は原則として支給しない。

（改定）

第５条　本細則の改定は，部会等運営委員会で決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成22年11月16日　第2回部会等運営委員会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成24年5月22日　第3回部会等運営委員会承認
2. 平成25年11月12日　第2回部会等運営委員会メール審議承認
3. 平成26年8月8日　第1回部会等運営委員会承認，平成26年9月26日　第3回理事会報告
4. 内規を細則に変更　平成28年6月8日　第3回部会等運営委員会承認，平成28年6月17日　第1回理事会報告
5. 平成29年6月6日　第3回部会等運営委員会承認，平成29年6月16日　第1回理事会報告
6. 2019年10月8日　第1回部会等運営委員会承認，2019年10月25日　第4回理事会報告

附則

１　平成26年8月8日改定の内規は，理事会報告の日から施行する。

２　平成28年6月8日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。

３　平成29年6月6日改定の細則は，平成29年10月1日から施行する。

４　2019年10月8日改定の細則は，部会等運営委員会承認の日から施行する。